

# ケーブルテレビジョンサービス契約約款

## 第1節 総則

### 第1条 (約款の適用)

株式会社伊豆急ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）は、放送法（昭和25年法律第132号）およびその他の法令に従い、当社の定めるケーブルテレビジョンサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）により、ケーブルテレビジョンサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

### 第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を、当社とケーブルテレビジョンサービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

2. 本約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

### 第3条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団
集合共同引込	加入者引込線1回線から、2世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
本施設	本サービスを提供するために必要となる施設
当社施設 ※	本施設のうち、放送センターから保安器の出力端子までの施設
加入者施設 ※	本施設のうち、保安器の出力端子以降すべての施設
タップオフ	本施設の線路に送られた電磁波を分岐する機器であって、受信者端子にもっとも近接するもの
引込端子 ※	タップオフの端子であって、引込線を接続するためのもの（タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含む。）
引込線 ※	タップオフから保安器までの間を接続する同軸ケーブル
保安器 ※	加入者宅内への落雷および直流の侵入を防止するため、当社と加入者との施設の分界点に設置されるもの
受信者端子	本施設の端子であって、有線テレビジョン放送の受信設備に接するもの
受信機	加入者のテレビ、ステレオ、録画機器等
セットトップボックス	当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器
4KBD-Hit Pot	高度BS4K放送対応のBD-Hit Pot
BD-Hit Pot	Blu-ray（ブルーレイ）ドライブ内蔵のHit Pot
4K-Hit Pot	高度BS4K放送対応のHit Pot
Hit Pot	デジタル録画機能のついたセットトップボックスおよびリモートコントローラ等の付属品
STB	デジタル録画機能のついていないセットトップボックスおよびリモートコントローラ等の付属品
録画機能付きSTB	デジタル録画機能のついたセットトップボックスおよびリモートコントローラ等の付属品
B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード
C-CASカード	専門チャンネル用ICカード
料金等	本サービスの工事費用、利用料金およびオプションサービス料金

消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

※光ファイバー設備を使用する場合は、「光ファイバー設備に関する特約」の規定により、該当の用語の意味を読み替えて適用するものとします。

#### 第 4 条 （サービス品目）

本サービスの提供するサービス品目は次のとおりとします。

サービス品目
Forest、ライト、デジタルペーシック、デジタルライト、施設利用サービス

2. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

#### 第 5 条 （オプションサービス種目）

オプションサービスのサービス種目は次のとおりとします。

サービス種目
WOWOW、スターチャンネル、衛星劇場HD、東映チャンネル、V☆パラダイス、J Sports 4 HD、グリーンチャンネル、フジテレビNEXTライブ・プレミアム、KNTV HD、TAKARAZUKA SKY STAGE、CNN U. S.

2. 当社は、サービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

#### 第 6 条 （提供区域）

当社は、別表の 1. に記載するとおり、総務大臣に申請した区域において本サービスを提供します。

### 第 2 節 利用契約

#### 第 7 条 （利用契約の単位と契約の有効期間）

利用契約の締結は、加入者引込線 1 回線ごとに行います。ただし、加入者引込線 1 回線により加入する世帯が複数世帯となる場合には、別途建物基本契約の締結をした後、各世帯（事業所、店舗等も同様とする）を単位として利用契約を締結するものとします。

2. 契約の有効期間は、契約成立日から 12 ヶ月間とします。ただし、契約期間満了の 10 日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、12 ヶ月間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

#### 第 8 条 （利用契約の申し込み）

申込者は、本約款に同意のうえ、当社所定の方法により、必要事項を当社に通知するものとします。

2. 申込者である個人が未成年の場合は、法定代理人の同意を必要とします。

3. 申込者である個人が、成年後見制度に基づく被保佐人または被補助人の場合は、それぞれ保佐人または補助人の同意を必要とします。

4. 申込者の住所と利用する所在地が異なる場合、その所在地を当社に通知するものとします。

5. 申込者が法人の場合、本約款に定める本サービスの一部を制限する場合があります。この場合、当社は、当該申込者に対しその理由を当社の定める方法により通知します。

## 第9条 (申し込みの承諾)

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が料金等およびその他の責務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
- (2) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合
- (3) 申し込み内容に虚偽があった場合
- (4) 一定期間内に同一の申込者または住所からの複数申し込みがあった場合
- (5) 本サービスの提供が著しく困難である場合
- (6) 申込者もしくは申込者と同一世帯や同一法人とみなせる者がこれまでに当社との利用契約において、契約上必要な支払い義務を怠ったことにより契約を解除されたことがあり、かつ当社指定の支払い方法に応じられない場合
- (7) 加入者施設の技術仕様、または建物基本契約の定めによる場合
- (8) その他、契約締結が不適切である場合

2. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

## 第10条 (反社会的勢力の排除)

当社は、申込者が次の各号に反する場合は、加入申込を承諾しないものとします。また、加入者が、次の各号に反することが判明した場合は、何らの催告もせず、本契約を解除することができるものとします。これにより損害が生じた場合は、申込者及び加入者が賠償するものとします。

- (1) 申込者及び加入者は、現在または将来にわたって、次の反社会敵勢力のいずれにも該当しないこと。
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 暴力団関係企業
  - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
  - ⑥ その他前各号に準ずるもの
- (2) 申込者及び加入者は、現在または将来にわたって前号の反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と次のいずれかに該当する関係を有しないこと。
  - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ④ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- (3) 申込者及び加入者は、当社に対して、自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行なわないこと。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為

## 第11条 (利用契約の成立と利用開始日)

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
3. 利用契約成立後、本サービスが利用可能となった日をサービスの利用開始日と定めます。

4. 第 12 条（契約内容の変更）の規定によりサービス品目に変更または追加されたときは、当該サービス品目が設置された日を利用開始日と定めます。

### 第 3 節 契約事項の変更

#### 第 1 2 条 （契約内容の変更）

- 加入者は、サービス品目の変更または追加を請求することができます。この場合、加入者は契約変更希望日の 10 日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。
2. 加入者は、複数のサービス品目を利用している場合、毎月月末付にて一部を解約することが出来ます。この場合、加入者は変更希望日の 10 日前までに当社所定の方法より当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。
  3. 前項における契約変更日については、前条（利用契約の成立と利用開始日）を準用するものとします。
  4. 第 1 項における変更の承諾については、第 9 条（申し込みの承諾）を準用するものとします。
  5. 加入者は、当社に届け出た住所、電話番号、料金支払方法などの変更がある場合には、当社所定の方法により事前に当社に届け出るものとします。

#### 第 1 3 条 （名義変更）

- 加入者は、契約名義を変更することはできないものとします。ただし、次の各号いずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合は、この限りではありません。
- (1) 加入者の改称
  - (2) 承継
  - (3) 譲渡
2. 前項第 2 号または第 3 号の場合は、新加入者が旧加入者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
  3. 加入者は契約名義の変更を希望する場合、変更希望日の 10 日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。なお、当社は、加入者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提出を求める場合があります。
  4. 新加入者は、旧加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

#### 第 1 4 条 （権利譲渡等の禁止）

加入者は、前条（名義変更）による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に承継、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 第 1 5 条 （設置場所の変更）

- 加入者は、セットトップボックス、加入者施設、および当社施設のうちの引込線施設について、設置場所の変更を請求することができるものとします。この場合、加入者は希望日の 10 日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
    - (1) 加入者の属する世帯が所有するものではない建物、敷地、住居への変更請求であって、所有者の承諾が得られていない場合。
    - (2) 当該変更により、本サービスの提供が困難となる恐れがあると当社が判断した場合
  3. 加入者は、本施設およびセットトップボックスの設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。ただし、当社が特に認める場合は、この限りではありません。

### 第 4 節 本サービス提供の停止等

#### 第 1 6 条 （加入者が行う本サービス利用の一時停止）

加入者が本サービス利用の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当該サービス利用の一時停止希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。また、届け出た期間の変更を希望する場合は速やかに当社に届け出るものとします。

2. 本サービス利用の一時停止期間は、一時停止希望日の開始日より最長12ヵ月間とします。申し出た期間もしくは最長期間が満了した場合は、加入者は一時停止開始日時点のサービス品目で本サービスの利用を速やかに再開するものとします。
3. 前項において本サービスの提供が再開した場合、当社が特に認める場合を除き、再開された後12ヵ月以内に再度一時停止を申し出ることとはできないものとします。
4. 当社は、本サービス利用の一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金等の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金等は、日割り計算による清算は行わないものとします。

#### 第17条 (当社が行う本サービス提供の停止)

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

- (1) 第22条(加入者の支払い義務)に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠る恐れがある場合
  - (2) 当社に虚偽の届け出をしたことが判明した場合
  - (3) 第42条(著作権および著作権隣接権侵害の禁止)の規定に違反した場合
  - (4) その他、加入者が本契約または利用規約等に違反する等、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第18条 (当社が行う本サービス提供の休止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

- (1) 本施設の保守上または工事上やむをえない場合
  - (2) 本施設に障害が生じた場合
  - (3) 天災地変
  - (4) 放送衛星、通信衛星の機能停止
  - (5) その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第5節 利用契約の解除

#### 第19条 (加入者が行う利用契約の解約)

第7条(利用契約の単位と契約の有効期間)第2項の規定にかかわらず、加入者は毎月末日付にて利用契約を解約することができます。この場合、加入者は解約希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。

2. 前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。
3. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きにかかる手続きを簡略化できることがあるものとし、その場合は、別途定める日を当該契約の解約日として取り扱うものとします。

#### 第20条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条（利用契約の単位と契約の有効期間）第2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第17条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
  - (2) 第36条（オプションサービスの停止）第1項の規定により特定のオプションサービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
  - (3) 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合
  - (4) 加入者が本サービスを利用している集合共同引込の建物において、建物基本契約が解約された場合
2. 当社は、加入者が第17条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
  3. 当社は、第1項および第2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
  4. 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

## 第6節 料金等

### 第21条 （料金等）

料金等は、別表の2.、別表の3.、別表の4.に定めるとおりとします。

2. 当社は、別表の2.、別表の3に定める利用料金（以下「利用料金」といいます。）を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該サービスを利用している加入者にその旨を告知します。
3. NHKのテレビ受信料（地上契約や衛星契約）および加入者と放送事業者が直接契約する番組サービス利用料については、当社の設定した利用料金のなかには含まれておりません。

### 第22条 （加入者の支払い義務）

加入者は、その契約内容に応じ、前条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第12条（契約内容の変更）の規定により、加入者の契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、前条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 料金等のうち、利用料金の支払い義務は、第11条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に規定する利用開始日に発生するものとします。
3. 料金等のうち、オプションサービス料金の支払い義務は、第35条（オプションサービス利用申し込み）第4項に規定する当該オプションサービスの利用開始日に発生するものとします。
4. 料金等のうち、工事費用の支払い義務は、第26条（施設の設置および費用負担）、第27条（施設の移設および費用負担）、あるいは第28条（施設の撤去および費用負担）に規定する施設の設置、移設、あるいは撤去の申し込みにより発生するものとします。
5. 第17条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスが利用されていたものとします。
6. 第18条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、チャンネルの全てが停止することにより本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

### 第23条 (料金等の請求時期および支払期日等)

当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、加入者は、利用明細等を専用WEBページで確認することができます。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。なお、利用料金は、金融機関の加入者口座からの自動振替を原則とし、通帳の引落明細記帳をもって領収書の代わりとします。加入者は、請求書等の発行を希望する場合は別表の4. に定める請求書類等発行手数料を支払うものとします。
3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。
4. 料金等の金額計算で、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

### 第24条 (利用契約終了に伴う料金等の精算方法)

第19条(加入者が行う利用契約の解約)第1項の規定により、月の途中で利用契約を解約したときは、料金等は第19条(加入者が行う利用契約の解約)第2項に定める利用終了日、第20条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第20条(当社が行う利用契約の解除)第4項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

### 第25条 (遅延損害金)

加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

## 第7節 施設

### 第26条 (施設の設置および費用負担)

当社は当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。

2. 加入者は加入者施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
3. 加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要した費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。
4. 当社が本契約に従ってサービスを提供するために必要な工事の施工は、当社または当社が指定する業者が行うものとします。
5. 集合共同引込の建物内においては、第2項の加入者施設を、室内のテレビ端子(テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット)の出力端子以降の施設(配線、受信機等)のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めによるものとします。
6. 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

### 第27条 (施設の移設および費用負担)

当社が、第15条(設置場所の変更)第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により本施設およびセットトップボックスを移設します。この場合、加入者は引込端子以降の当社施設および加入者施設の移設に要する費用を負担するものとします。ただし、第15条(設置場所の変更)第3項の規定により、加入者が移設の作業を行ったときはこの限りではありません。

2. 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、移設に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

### 第28条 (施設の撤去および費用負担)

第 19 条（加入者が行う利用契約の解約）第 1 項および第 20 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項の規定により利用契約が終了したときは、当社は当社施設を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。

#### 第 29 条 （責任事項）

当社の維持管理責任範囲は、放送センターから保安器の出力端子までとします。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、第 18 条（当社が行う本サービス提供の休止）第 1 項の規定により、当社のサービス提供が休止することがあることを承認するものとします。

2. 加入者は、保安器の出力端子以降の維持管理責任を負います。落雷等により加入者施設または、受信機その他の機器等が破損した場合は、当社は責任を負わないものとします。

#### 第 30 条 （設置場所の無償使用）

当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。

2. 加入者は、利用契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

#### 第 31 条 （便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

#### 第 32 条 （故障）

本サービスに異常が生じた場合、加入者は受信機の異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、受信機に起因する受信異常については、この限りではありません。

2. 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。
3. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。
4. 加入者は、セットトップボックスサービスに附属のリモコンの故障等による交換時において、別表の 4. に定めるリモコン料金を支払うものとします。

#### 第 33 条 （STB）

加入者は、STB を当社より別表の 2. に定めるサービスを契約することで貸与を受けることができます。なお、付属の B-CAS カードおよび C-CAS カードの取り扱いについては、第 45 条（B-CAS カードおよび C-CAS カードの取り扱いについて）の規定によるものとします。

2. 第 1 項により、加入者が当社より貸与を受ける STB については、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者は STB を本来の用法に従って使用するものとし、加入者が故意または過失により STB を破損または紛失した場合には、加入者は、別表の 5. に定める機器損害金を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は STB の交換を請求できません。
3. 第 1 項により、当社より STB の貸与を受ける加入者は、第 19 条（加入者が行う利用契約の解約）第 2 項、第 20 条（当社が行う利用契約の解除）第 4 項に定める利用終了日、および第 12 条（契約内容の変更）第 3 項に規定する契約変更日に当社に STB を返還するものとします。なお、加入者が故意または過失により STB を破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表の 5. に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
4. 加入者は、当社が必要に応じて行う STB のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。



5. 加入者は、当社が提供するSTB以外のSTBを使用して本サービスを利用することはできません。

#### 第34条 (Hit Pot等)

- 加入者は、録画機能付きSTB、Hit Pot、4K-Hit PotおよびBD-Hit Pot、4KBD-Hit Pot（以下「Hit Pot等」といいます。）を当社より別表の2. に定めるサービスを契約することで貸与を受けることができます。なお、付属のBCASカードおよびCCASカードの取り扱いについては、第45条（BCASカードおよびCCASカードの取り扱いについて）の規定によるものとします。
2. 第1項により、加入者が当社より貸与を受けるHit Pot等については、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者はHit Pot等を本来の用法に従って使用するものとし、加入者が故意または過失によりHit Pot等を破損または紛失した場合には、加入者は原状回復に要する費用を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者はHit Pot等の交換を請求できません。
  3. 第1項により、当社よりHit Pot等の貸与を受ける加入者は、第19条（加入者が行う利用契約の解約）第2項、第20条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める利用終了日、および第12条（契約内容の変更）第3項に規定する契約変更日に当社にHit Pot等を返還するものとします。なお、加入者が故意または過失によりSTBを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表の5. に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
  4. 加入者は、当社が必要に応じて行うHit Pot等のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
  5. Hit Pot等を利用する加入者は、設備、技術的仕様等の制約からHit Pot等の通信機能を利用できない場合があることに同意するものとします。
  6. Hit Pot等の通信機能を利用する加入者は、Hit Pot等の技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信を行う場合は加入者の責任において行うものとします。
  7. 加入者は、当社が提供するHit Pot等以外のHit Pot等を使用して本サービスを利用することはできません。

#### 第8節 オプションサービス

##### 第35条 (オプションサービス利用の申し込み)

- 加入者は、第5条（オプションサービス種目）に規定するオプションサービス種目の利用を申し込むことができます。この場合、加入者は、当社の定める方法により、オプションサービス利用開始希望日の10日前までに当社に申し込むものとします。ただし、第8条（利用契約の申し込み）第1項の規定により、施設利用サービスを除くサービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は、この限りではありません。
2. 加入者は、施設利用サービスを除くサービス品目を申し込むことなくオプションサービス種目のみ申し込むことはできません。
  3. 当社は、第9条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
  4. 当社が加入者のオプションサービス利用申し込みを承諾した日、および第8条（利用契約の申し込み）第1項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は第11条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に規定する本サービスの利用開始日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。

##### 第36条 (オプションサービスの停止)

当社は、加入者が第17条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を停止することがあります。

2. 当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を停止するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、その理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第37条（オプションサービスの休止）

当社は、第18条（当社が行う本サービス提供の休止）第1項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を休止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により特定のオプションサービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第38条（オプションサービスの解約）

オプションサービスを利用する加入者は、毎月末日付にて、特定のオプションサービスのみを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の10日前までに当社所定の方法でその旨を当社に通知することとします。

2. 前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該オプションサービス解約日として取り扱います。また、当該オプションサービス解約日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。
3. 第19条（加入者が行う利用契約の解約）第1項および第20条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により本サービスの利用契約が解約・解除された場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用終了日に、オプションサービスを利用する加入者がオプションサービスを解約したものと取り扱います。また、この日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。

### 第39条（オプションサービスの廃止）

当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの利用終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

### 第40条（オプションサービスにおける約款の適用）

オプションサービスに関しては、本節の条項を優先的に適用する事とし、特に記載の無い事項に関しては前節までの条項に準じて取り扱うものとします。

## 第9節 雑則

### 第41条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、個人情報保護法その他関係法令および当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

### 第42条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多数人に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他

当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

#### 第43条 (損害賠償の免責および特約事項)

当社が、第17条(当社が行う本サービス提供の停止)、第18条(当社が行う本サービス提供の休止)、第46条(本サービスの廃止)の規定により、本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 加入者が本約款もしくは利用規約に違反し、または、本サービスの利用に伴う故意もしくは過失により、当社または第三者に対して損害を与えた場合、加入者は、自己の責任と費用をもって一切の損害を賠償するものとします。
4. 第19条(加入者が行う利用契約の解約)第1項および第20条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の規定により利用契約が終了した場合に、加入者が別途支払ったNHKの受信料(衛星契約を含む)、株式会社WOWOWの視聴料が払い戻しされず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。
5. 当社は、視聴状態の確認を行うために、第41条(個人情報)の規定を遵守した上で、加入者の使用するセットトップボックスと電気信号による通信を行うことができるものとします。
6. 当社は、Hit Pot等の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータの滅失の場合および正常に録画ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
7. 加入者は、第34条(Hit Pot等)第2項および第3項の規定により当社がHit Pot等を修理または交換する場合、および第34条(Hit Pot等)第4項の規定により加入者がHit Pot等を当社に返還する場合には、あらかじめ録画・編集したデータ等について、Hit Pot等に記録されたデータの一切の権利を放棄するものとし、これらにより生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
8. 当社は、加入者が、Hit Pot等の通信機能により通信した内容に起因し損害を被った場合、または設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

#### 第44条 (放送内容の変更)

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じた加入者の損害については、賠償の責任を負わないものとします。

#### 第45条 (B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて)

B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

2. B-CASカードおよびC-CASカードを必要とするセットトップボックスを利用する加入者は、セットトップボックス1台につき1枚のB-CASカードおよびC-CASカードを当社より貸与されるものとし、セットトップボックスの解約または契約の解除後は、速やかにB-CASカードおよびC-CASカードを当社に返還するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にB-CASカードおよびC-CASカードの交換および返還を請求することができるものとします。
3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
4. 加入者が故意または過失によりB-CASカードおよびC-CASカードを破損または紛失した場合には、加入者は別表5に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

#### 第46条 (本サービスの廃止)

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。
3. 当社は、都合により特定のサービス品目を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第12条（契約内容の変更）第1項の規定に基づき別のサービス品目への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、当該サービス品目を廃止する日をもって、他の代替サービス品目へ変更し、または利用契約を解除するものとします。
4. 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知します。なお、第46条（本サービスの廃止）各項によって生じた加入者の損害については、賠償の責任を負わないものとします。

#### 第47条（国内法への準拠）

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については熱海簡易裁判所または沼津地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第48条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

#### 付 則

1. 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
2. 一括加入、業務用等については別に定めます。
3. 本約款は、2025年2月1日より施行します。

#### ●光ファイバー設備に関する特約

当社の事情で本約款により光ファイバー設備で本サービスの提供を行う場合は、本約款の用語を以下の用語の意味に読み替えて適用するものとします。

用語	用語の意味
当社施設	本施設のうち、放送センターから放送ONUまたは棟内型光ノード装置の出力端子までの施設
加入者施設	本施設のうち、放送ONUまたは棟内型光ノード装置の出力端子以降の施設で、当社が貸与した施設以外の施設
引込端子	本施設の線路に送られた電波または光信号を分配し加入者へサービス供給するために設置された機器（ドロップクロージャ）の端子であって、加入者引込線を接続するためのもの（分岐分配器の端子が受信者端子となる場合は、その端子を含みます。）
引込線	引込端子（ドロップクロージャ）から放送ONUまたは棟内型光ノード装置までの間を接続する光ファイバーケーブル
保安器	電気通信回線設備のうち、光ファイバーケーブルを同軸ケーブルに変換し、放送用の電気信号を建物に供給する設備（放送ONUまたは棟内型光ノード装置）